

早稲田大学大学院法学研究科

2017年6月

博士学位申請論文審査報告書

論文題目 「親密圏における暴力－被害者支援と法」

申請者氏名 手嶋昭子

主査	早稲田大学教授	博士（法学）（京都大学）	和田仁孝
	早稲田大学教授	博士（法学）（早稲田大学）	浅倉むつ子
	早稲田大学教授		棚澤能生
	早稲田大学教授	法学博士（早稲田大学）	高橋則夫
	早稲田大学教授		棚村政行

手嶋昭子氏 博士学位申請論文審査報告書

京都女子大学教授、手嶋昭子氏は、早稲田大学学位規則第8条に基づき、2016年10月31日、その論文「親密圏における暴力―被害者支援と法」を早稲田大学大学院法学研究科長に提出し、博士(法学)(早稲田大学)の学位を申請した。後記の委員は、上記研究科の委嘱を受け、この論文を審査してきたが、2017年6月6日、審査を終了したので、ここにその結果を報告する。

一、 本論文の構成と内容

本論文は、親しい間柄において発生し、親しい間柄であるがゆえに、その予防・告発・回復等あらゆる局面において個人的にも社会的にも対応が難しい暴力の問題をとりあげ、法はこれまでいかなる対策を提供してきたか、そしてその効果はいかなるものであったかを分析し、その上で、特に、今後、被害者支援において法が果たしうる役割を考察したものである。本論文の構成は次の通りである。

序論 親密圏における暴力と法

親密圏とは

親密圏における暴力

暴力発生メカニズム

裁判における「経験則」

暴力下の「合理的」人間

自律／自立を支援すること

第1部 法的対応の現状

第1章 性暴力

第1節 日本における強姦罪規定の問題点

第2節 レイプ法は何を守ろうとしてきたのか

第2章 ドメスティック・バイオレンス

第1節 家族法とDV

第2節 カナダにおけるDV法制

第2部 被害者支援制度

第3章 カナダにおける性暴力被害者支援

はじめに

第1節 ブリティッシュ・コロンビア州立女性病院における「性暴力被害対応サービス(SAS)」

第2節 思想的背景

第3節 支援の原則

第4節 既存の制度との確執

おわりに

第4章 DV被害者支援の取り組み

第1節 DV被害者支援における自治体間格差

第2節 保護命令申立時におけるDV被害者支援について

第3部 被害者の権利擁護を目指して

第5章 ジェンダー公平な司法へ

はじめに

第1節 米国の法曹

第2節 米国における法曹継続教育

第3節 裁判における男女平等促進のための全米司法教育プログラム（NJEP）

第4節 裁判所におけるジェンダーバイアスに関するタスク・フォース

おわりに

第6章 DV被害者の権利主体性

はじめに

第1節 DV被害者の法的地位

第2節 犯罪被害としてのDV

第3節 人権侵害としてのDV

おわりに

各章の概要は次のとおりである。

序論において、申請者は、議論の対象となる問題領域を、親密圏における暴力、特にドメスティック・バイオレンス（以下、DV）と性暴力としている。親密圏とは家族・親族のみならず、人々の日常生活を構成する広範な関係性を含むものが想定されている。

このような関係性において生じる暴力を取り上げる理由として次の点が指摘される。見ず知らずの他人から受ける暴力とは異なり、親しい関係にある人からの暴力は、それ自体被害者の信頼を破壊するものであると同時に、加害者は被害者の信頼を利用して巧みに犯行が可能な状況を作り上げるため、被害者にとっては二重の裏切りであり、かつ単に加害者のみならず、これまで疑いもなく依拠してきた世界そのものへの信頼が崩壊する出来事である。さらに親しい人が自分を傷つけるという事態は認知の混乱をきたし、自責の感情を生み、他者に被害を訴え、助けを求めることを阻害する。認知の混乱は被害者だけでなく周囲も同様であり、社会の中に支援制度が用意されていても、被害者を速やかに支援につなげる仕組みは機能しにくい。そこには、単純な知識の欠如に加え、家族や夫婦をめぐる

る伝統的な価値観を擁護し、そこで日常的に生起している暴力の問題を、あくまで例外的なこととして周縁に追いやろうとする社会的な力が作用している。子どもたちを育み人々の生活を支えるはずの場、すなわち私たちの生の基盤がこのように損なわれており、その克服は焦眉の課題である。

親密圏における暴力の問題に取り組むことにより、付随的に明らかになるのは、暴力は加害者個人の個性・心理にとどまらず、不平等な社会構造に起因するものであり、とりわけ社会におけるジェンダーバイアスが要因となっているということ、また、そのジェンダーバイアスが司法の中にも「経験則」を通じて作用していること、さらに、従来司法が前提としてきた合理的自律的人間像では、現実の暴力被害を十分に把握することは困難であり、暴力被害が生起する社会的文脈を適切に理解し、偏見や先入観ではなく事実に基づいて、公正公平な判断を司法が下せるよう、実態の解明と事実の収集整理が研究者に求められている、という点が申請者の問題意識である。

第1部では、性暴力やドメスティック・バイオレンスの問題について、法的対応の先進国である海外の事例の検討および、日本の法的対応の現状をめぐる考察がなされる。

第1章では、日本における強姦罪の問題点がとりあげられ、性犯罪の場合、客観的な暴行・脅迫の事実だけではなく、激しい抵抗の存在がなければ犯罪とならない、という点が批判的に分析される。日本でも近時の通説は、強姦罪の保護法益は性的自由あるいは性的自己決定権であるとされているが、被害者の意思決定を侵害する行為の有無より、加害者が被害者の同意を信じたことにつき「合理性」があるか否かが重視され、その加害者の判断の「合理性」は、多くの場合男性の視点によるものであり、被害者の心理行動に関する研究の知見とはそぐわないものとなっていると指摘する。そこで、日本においても、保護法益である性的自由、性的自己決定権の内実を十分に検討し、そこから判断基準が導出されるべきであるとする。

また米国における状況については、強姦罪の成否を決してきたのは、当事者の関係性であり、裁判所はシンプルレイプの場合にのみ、厳しい立証のルールを課し、被告人を無罪に導いてきたとするエストリッチの見解を紹介した上で、身体的暴力を重視するのは、攻撃性を「男らしさ」とみなし、男性が強引な手段によって女性に性的な接近を試みることを肯定する性文化の影響であるとするフェミニストの見解、さらにはレイプと「通常の性行為」の連続性を主張し、日常の性生活における女性に対する虐待と抑圧を告発するラディカル・フェミニストの見解を紹介するが、これらはいずれも、裁判所に対する批判としては十分な成果はなかったとしている。その上で、レイプを性的自律の侵害と捉えるシュルホーファーの見解を分析し、これは、日本法における強姦罪の保護法益についても、極めて示唆に富む見解であると評価している。

第2章では、DVが取り上げられ、第一に、DV法成立以前に、DVが離婚原因としていかに評価されていたかが分析される。まず、明治民法では、配偶者からの「同居ニ堪エサ

ル虐待又ハ重大ナル侮辱」が離婚原因とされていた（813条5号）が、戦後の民法改正作業において、直系尊属に関わる批判を受けて、配偶者の直系尊属からの虐待・侮辱という離婚原因（813条7号）と統合され削除されてしまった。離婚原因が争点となっている戦後の裁判例では、生命身体への危害が著しい事例をのぞき、当事者の関係性が審理の対象となり、特に被害者に「落ち度」がなかったかどうか厳しく問われ、これは明治期から一貫した司法の姿勢であり、DV防止法の制定後に関しても、公表されたものを見る限りにおいて、特に裁判所の考え方に変化があるようには見受けられないとする。

さらに比較のために、カナダの制度が検討される。州によってはDV事件を専門的に扱うDVコートが制度化され、専門的なトレーニングを積んだ検察官のチームが配置され、被害者／証人支援プログラムのスタッフによる被害者の保護および支援が行われている。裁判所の運用によって、これまで司法が扱ってこなかったケースを裁判手続きに載せることを可能にしたトロントのDVコートの実践は、日本の刑事司法におけるDV対策の在り方を考える上で、重要な示唆を与えるものとしている。

第2部では、被害者支援制度が取り上げられる。具体的には、性暴力被害者へ向けてのバンクーバーの取り組みについて、また、DV防止法下における行政の支援制度と保護命令の問題を取り上げている。

第3章では、カナダのフェミニズムおよび社会構築主義の理念に基づく性暴力被害者支援のシステムを検証し、あくまで支援される人の声を聴き、彼女／彼らのニーズを最優先すること、何より彼女／彼らのエンパワメントを重視すること、彼女／彼らの力を信じることに、支援する側の権力性を自覚し、被支援者を搾取することなく、自らが持つ特権を被支援者のための社会変革に活用すること、が支援の場で実践されているとする。ただし課題として、①被害者支援より加害者の逮捕が組織の存在意義として最優先される刑事システムとの摩擦、②支援制度が整備されることにより、本来、被害発生の原因として変革の対象とされるべきである社会体制に取り込まれ、その結果、国や社会が問題を解決済みとしてそれ以上の改革を怠ってしまうこと、が挙げられ、それらを踏まえて我が国においても当事者主義的支援が採用されるべきだとする。

第4章では、我が国における被害者支援制度の現況と課題が論じられる。DV被害者支援システムの自治体間の格差が法社会学的調査に基づき、つぶさに比較検証され、また、同一自治体の中でも関係機関によって、また同一機関の中でも担当者によって、対応の違いが生じており、どの地域で、どこの機関で、誰から支援を受けるかで、被害者の運不運が分かれるような状況となっている点が指摘される。この現況を踏まえて、全国どこでも被害者が適切な支援を公平に受けることができる支援制度の構築には、国の介入の強化、自治体におけるDV被害者支援専門の職員の養成、民間団体への公的経済支援等が求められるとしている。また、DV防止法が定める保護命令制度については、発令件数の少なさや、審理が適切に行われているか、という点が問題ではあるが、さらにそれ以前に、申立の段

階での限界があると指摘する。申立書の書式は簡便とはいえ、急性のストレス反応を抱えていることが多い被害者には、一層の心理的負荷をかけてしまう可能性がある。保護命令申立の支援の担い手としては、弁護士や行政の相談員、民間シェルターのスタッフなど、いくつかの選択肢があり得るが、それぞれの立場に伴う制約と被害者にとっての利用のしやすさという観点から検討した結果、全ての被害者が保護命令申立に関する支援を受けることができるためには、裁判所内部に専門的な支援を行う部署を設けるか、民間団体の出張所を置くことを認めるなど、ワンストップセンター的な制度の実現が最も実効性が高いのではないかとの提言が提示される。

第3部では、被害者の権利擁護の実効性を確保するために、必要な課題が取り上げられている。

第5章では、米国における裁判所とNGOの協働の現況とそれが示す有益な含意が指摘される。米国ではNJEP（「裁判における男女平等促進のための全米司法教育プログラム」）との協働によって結成された各州裁判所のタスク・フォースが裁判例や新聞報道などの情報を収集し分析し、裁判所におけるジェンダーバイアスの存在を訴えた結果、司法教育の項目としてジェンダーバイアスが取り入れられるようになっていく。NJEPの戦略は、ジェンダーバイアスをめぐって価値観の対立構造を持ち込むのではなく、問題は「事実」に関する正確な知識の欠如である、という認識に基づき、自分たちの活動と、客観性・公平性・中立性を実現したいという裁判官の理想とは異なるものではないとし、彼らが、より彼らの理想に忠実に仕事ができるように、事件の生起している社会的文脈を構成している「事実」を、裁判官に提供するのだ、という姿勢を貫いている点にある。こうした動きは我が国でジェンダー公平な司法を実現するための方法論として、有益であると評価されている。

第6章は、DV被害者の権利主体性を強調し、「支援を受ける権利」概念を提示するものであり、本論文の結論的な政策的方向を示す提言の章である。手嶋氏は、現在の制度設計においては、立法趣旨も文言上も支援の現場でも、被害者の「権利」は明確にされていないという。手嶋氏が被害者の「権利」という視点を重視するのは、第一には、上記のように、自治体間の格差を是正し、全国一定水準の支援を確保するためであるが、第二に、DV被害者の回復のために、支援が「権利」として行われる必要があるからであるとされる。DVの実態を踏まえ、支援の現場では支援者は「恩恵」ではなく、あくまで被害者の当然の権利として、支援を行うことが求められる。それが、被害者のエンパワメントにつながり、失われた「自己」を取り戻すことにつながるからである。さらに、DVだけでなく、親密な関係の中における暴力・虐待によって、自己決定その他、人として享有し得る権利を行使する以前に、そもそも主体として立つ力を奪われた人々の権利回復を図るためには、その支援が当然の「権利」として把握される必要があるとの主張がなされ、そのために人権概念の見直しを含む新たな権利論の構築が、今後の課題として設定されている。

二、評価

本論文は、まず第 1 に、ジェンダーバイアスの排除などのフェミニズム法学の分析視角を十分に踏まえたうえで、家族や恋人、友人、知人といった親しい間柄にある人の中での親密圏における暴力の問題を法社会学的アプローチから精緻に検討し、今後の被害者支援方策を具体的に模索していこうとするものであり、被害回復のため「支援を受ける権利」を構想しようとする意欲的なものである。親密圏における暴力をかなり広範囲なものとして捉え、暴力発生メカニズム、裁判における「経験則」、暴力下における「合理的人間像」についても批判的な視点で再検討を試み、被害者の意思を尊重した自立・自律支援を目指している点も挑戦的な論文と言える。このように、親密な関係性の中から生じる暴力について、それぞれの問題領域を深く検証すると共に、統一的な視点から統合的に理解していこうとする試みは、今までにない斬新な視点であるといえる。

第 2 に、現在、改正がなされようとしている強姦罪規定や性暴力の問題についても、果敢に取り上げて、日本での抵抗の要件や不同意要件の在り方とアメリカにおけるレイプ法改革でのフェミニズム法学の議論やその成果を丁寧に比較検討することで、強姦罪の保護法益やレイプの本質を明確に性的自己決定権や性的自立の侵害と捉えている点も大いに評価できる。手嶋氏は、刑法における強姦罪や性暴力に関する規定や司法がいかにか、被害者のおかれた状況や性暴力の構造、ジェンダーバイアスを理解していないかを、刑事法とは別の視点から解き明かしていることも、法社会学的な幅広い視野と検証に基づく独創的な視点であると言ってよい。

第 3 に、家族法とDV、離婚原因と配偶者暴力の取り扱いについても、明治民法に至る離婚訴訟、旧民法や明治民法の規定の変遷、裁判例等の丁寧な考察、戦後の民法の改正やそこでの議論、離婚裁判における暴力の評価、身体的暴力の重視と精神的暴力・性的暴力への過小評価などの傾向を明らかにして、暴力を絶対的離婚原因とすべきことを提言している。ここでも、実際の法制度の変遷、判例の動向についても、堅実に踏まえており、その意味で、法や判例の動きとその背景、法社会学的な制度運用分析、フェミニズム理念といった諸要素が、的確に融合された学際的研究論文として高く評価することができる。

第 4 に、アメリカのレイプ法改革、カナダのDV法制、カナダの性暴力被害者支援などの考察では、国内の問題状況を意識しつつ、アメリカ、カナダを中心に、海外の法制度や被害者支援制度の動態にも目を配り、かつ、そこから我が国の制度運用のあり方への示唆を的確に読み取っていくなど、政策的意義を踏まえた比較法的な検証も積極的になされている。こうした広く多元的な視野からなされる分析と検証は、我が国におけるDVやレイプなど親密圏における暴力問題への対処のあり方に対する手嶋氏の提言に説得力を与える

ものとなっており、博士論文として、十分に独創的で学術的意義の高いものと評価することができる。

もっとも、現在の観点からは、指摘すべき点がないわけではない。たとえば、執筆時点以降の判例はその分析の対象とはなっておらず、したがって現時点での立法課題等への指摘が必ずしも十分とは言えない部分もある。また、親密圏での暴力を問題とする場合、刑事法領域で旺盛に議論されている修復的司法や関係調整の可能性といった論点、民事法の領域でも議論される、やはり関係調整を重視する対話促進型のADR論などは、当然に有益な示唆を含む議論領域として参照されるべきであるが、その点も検討課題として触れてほしかった。また、政策的提言にしても、被害者への支援を権利化する方向が示されるが、本来、支援と権利は対立的に捉えられることが多く、この点の突っ込んだ議論や説明がなされるともっと説得力を増した提言になったのではなかろうか。関係的権利論など権利論の多様な議論を参考に、その中身をいっそう精緻化することも必要であろう。

しかし、これらの点は、本論文の博士論文としての価値を本質的に損なうものではなく、むしろ、その研究の発展可能性を含意しており、手嶋氏によるこれら問題への今後の回答、換言すれば本研究の発展的展開を期待させる課題にはかならない。よって、本論文は、その内容及び将来的な可能性も含め、博士論文として十分に価値あるものとして評価できる。

三、結論

以上の審査の結果、下記審査員は、全員一致をもって、本論文の提出者が博士（法学）（早稲田大学）の学位を受けるに値するものと認める。

2017年 6月 6日

審査員

主査 早稲田大学教授

和田仁孝

早稲田大学教授

浅倉むつ子

早稲田大学教授

榎澤能生

早稲田大学教授

高橋則夫

早稲田大学教授

棚村政行